公益社団法人岸和田青年会議所褒賞規程 新旧対照表

新			旧				
第	4	条	(褒賞の内容)	第	4	条	(褒賞の内容)
		1.	受賞者には、賞状を贈る。			1.	受賞者には、賞状及び岸和田 JC
		2.	その他の副賞をつけることができ				盾を贈る。
			3 。			2.	その他のスポンサーによる副賞を
							つけることができる。
第	5	条	(申請及び推薦)	第	5	条	(申請及び推薦)
		1.	褒賞担当委員会(以下担当委員会)	1.褒	賞担	.当委	:員会(以下担当委員会)は、総務委員
			は、総務委員会として <mark>各種推薦母</mark>	会と	して	毎年	三褒賞申請の提出期日を決定し、各
			体に申請書の提出を求める。	種推	薦日	体に	に申請書の提出を求める。
第	7	条	(褒賞の決定)	第	7	条	(褒賞の決定)
褒賞の決定は理事会に於いて行う。ただし、出 褒賞の決定は理事会に於いて行							賞の決定は理事会に於いて行う。
席優良賞については総務広報委員会で集計の							
上、理事長と協議し決定する。							